

令和元年度 第1回滋賀県立学校いじめ問題調査委員会 議事概要

- 1 日 時 令和元年（2019年）7月16日（火）14:00～16:00
- 2 場 所 県庁新館4階 教育委員会室
- 3 出席者 山本委員長、柴原委員、大平委員、佐藤委員、住本委員、辻本課長
事務局：県教育委員会事務局幼小中教育課生徒指導・いじめ対策支援室

4 会議概要

■開会

■あいさつ

（辻本課長）

皆様こんにちは。滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課課長の辻本でございます。委員の皆様には大変お忙しいところ御出席を賜りまして誠にありがとうございます。当委員会は、平成25年度のいじめを防止対策推進法の制定後、法に基づきまして、平成26年度に発足し、今年度で3期目6年目を迎えました。各委員の皆様には、3期目を昨年度に引き続きお引き受けいただき誠にありがとうございます。委員の皆様の幅広い御経験や、高い専門性によりまして、さまざまな視点から、御意見をいただければと大変心強く思っているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

当委員会は、滋賀県いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止等のための対策を実効的に行うようにするために、あるいは、県立学校における重大事態等に関し、必要に応じて調査を行うための組織でございます。本日の議題は3点ございまして、一つ目は、滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の役割について、二つ目には滋賀県におけるいじめの状況について、事務局からの説明をもとに、委員の皆様から御意見をいただきまして、いじめ防止等のための対策を実効的に推進していくようにしてまいりたいというふうに考えてございます。そして、三つ目でございますが、滋賀県立学校のいじめ事案について審議をいただく予定をしております。

言わずもがなではございますけれども、いじめはいじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものでありまして、さらには、人権を侵害する行為、命にかかわる問題であると大変重く受けとめております。私ども県教育委員会といたしましても、全ての子供たちが安心して学校生活を送り健全に成長していくことができるよう、いじめ防止等の対策に尽力してまいり所存でございます。どうぞ、本日は忌憚のない御意見を賜りますようよろしくお願いいたします。

委員会の開催にあたりまして、甚だ簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

■会議の成立確認

滋賀県立学校いじめ問題調査委員会条例第7条第3項の規定に基づき、委員の半数以上の出席により成立

■会議の公開・非公開について

（委員長）

議事に入ります前に本日の会議の公開非公開について確認させていただきます。本日の会議は、資料3につけております、運営要領第5条第1項同条第2項の規定によりまして、議題①、②については公開とさせていただきます。議題③滋賀県立学校のいじめ事

案については非公開とさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

異議なしとのことですので、本日の会議につきましては、提案のとおり、部分公開とさせていただきます。報道の皆様には御理解いただきまして、御協力をお願いいたします。

■議題

(委員長)

それではこれより議事に入らせていただきます。委員の皆様には円滑な議事進行に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

議題①について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

失礼いたします。それでは令和元年度の滋賀県立学校いじめ問題調査委員会について説明をさせていただきたいと思います。まず、当委員会の役割について確認をさせていただきます。この資料をご覧くださいと思います。資料を開けていただきますと、1 ページ、2 ページ目のところに、いじめ防止対策推進法の条文を掲載しております。一部抜粋という形で掲載させていただきますが、本委員会はこのいじめ防止対策推進法第 14 条第 3 項の規定に基づいて、教育委員会の附属機関として条例により設置をしております。その条例が 3 ページにございますので、ご覧くださいと思います。「滋賀県立学校いじめ問題調査委員会条例」ですが、その第 1 条に本委員会の位置づけ、設置について書かれております。それから所掌事務としましては、条例第 2 条のところに書いております。本委員会ではいじめ防止対策推進法第 14 条第 3 項に定めるもの、つまり教育委員会の諮問に応じて、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするための審議を行っていただくこと、これがまず 1 点でございます。それから、法第 24 条、それから法第 28 条に関する調査をしていただくこと、これが 2 点目ということになっております。

続いて、本委員会の運営要領について確認させていただきます。5 ページを御覧いただきたいと思います。ページの運営要領の第 1 条から第 3 条までは本委員会の位置づけ等が書かれております。第 4 条ですが、議事録につきましては、事務局がこの会議終了後に作成をいたします。委員の皆様には、この事務局で作成しました議事録を後で、間違いがないかどうかを確認いただきたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。続いて 6 ページをご覧くださいと思います。会議の公開についてですが、先ほど委員長の方からもありましたように、第 5 条のところに本委員会の公開について書かれております。原則として公開ということになっておりますが、法第 24 条、法第 28 条の調査、つまり県立学校において発生したいじめ事案の調査内容を議事とするときには非公開ということになります。この規定に従いまして、先ほど説明がありましたように議題③については非公開ということになるかと思っております。同時に、議事録の公開については、この要領の第 6 条に触れておりますが、これも原則公開ということになっております。非公開になるのは基本的に先ほども言いました法 24 条、法第 28 条の調査、第 3 項にありますとおり滋賀県情報公開条例第 6 条に該当する場合は、ということでございます。議事録については原則としてホームページに掲載することになっております。一旦ここまでで御確認をいただきまして、御質問、御意見等ありましたらお願いしたいと思います。

(委員長)

ただいまの事務局からの当委員会の役割についての説明について、御質問、御意見ございましたらお願いいたします。毎回同じ説明をいただいておりますので、特になければ、次に進みたいと思います。

(事務局)

重大事態の対応について続けて説明をさせていただきます。7ページから重大事態にかかる調査実施要領を載せてあります。重大事態というのは、委員の皆さん御承知のように、法28条第1項に定められているものです。1号、2号と言っているものでありますが、これ以外に③にありますように、児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったとの申立てがあった場合についても、重大事態が起こったものと考えて取り扱うということになっております。それから、調査の目的であります、当該事案の対処はもちろんのこと、同種の事態の発生防止を図るために、事実関係を明確にすることを目的に調査を実施するということになっております。その際、調査の主体を決定する必要がございますが、学校が主体となって調査をする場合と、それから県の教育委員会、つまり附属機関の本調査委員会が中心となっていく場合と、二つの方法があるということがございます。特に本調査委員会が、調査を行う場合つまり教育委員会が主体で調査を実施する場合の判断については、3に挙げてあるような要件があれば調査を行うということになっております。実際の調査に入ることになった場合には、7ページの「4 詳細調査」というところにある6点のことを留意しながら進めていくということになっております。特に8ページの「(6) 調査の留意点」というところですが、その①、調査を行うにあたっては「子ども目線に立って子どもの最善の利益を目指す」ということを調査の留意点として、確認させていただきたいと考えております。このようにして調査委員会で調査していただいた内容については、「5の調査結果の報告」というところですが、報告書として取りまとめて県の教育委員会に答申していただくこととなります。報告書が県の教育委員会に提出されたあとは、被害児童生徒、保護者に報告し、その生徒、保護者からの意見を聞いて希望があればその意見を添付して、最終的に知事に報告するということになっております。この重大事態の取扱の流れにつきましては、10ページ、11ページに載せております。フロー図という形で載せておりますので、確認をいただきたいと思います。あと13ページ以降は32ページまでは国の法律や基本方針に基づいて滋賀県で作っております滋賀県いじめ防止基本方針を載せております。こういう方針に従って対応していくということです。以上です。

(委員長)

ただいま追加で説明いただきましたけれども、何か御意見、御質問などありませんでしょうか。

(委員長)

意見というほどのものではないのですが、条例の説明などに必要な範囲で、いじめ防止対策推進法を抜粋していただいていると思いますが、私たちはそれでいいのですが、一般の方も傍聴できますし、マスコミの方も来ていただきますので、いじめとは何かという1番スタートのところが一文定義条項があったほうがいいのではないかという気がいたしました。他に何か、御意見、御質問大丈夫ですか。また後で何かあれば、随時出していただければと思います。

(委員長)

それでは、次、②の議題に進ませていただきます。議題②「平成29年度滋賀県におけるいじめの状況」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、続きまして、公立小学校、公立中学校、県立高等学校及び県立特別支援学校におけるいじめの状況等について、説明をしたいと思います。資料につきましては、33 ページをご覧くださいと思います。平成 30 年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査については、集約をしております、本年の 10 月か 11 月ごろに文部科学省が公表されると思います。その公表にあわせて本県の状況も公表させていただくことになっておりますので、ここでは、平成 29 年度のデータをもとに、説明をさせていただきますと思います。

まず、33 ページの、いじめの総認知件数についてですが、小・中学校及び県立学校のいじめの総認知件数は、平成 28 年度より 780 件増加し、過去最高の 5,635 件、千人当たりの認知件数は 36.16 件でございました。かなり増加したということがございます。グラフにつきましては、平成 25 年度からの状況を示しております。続いて、(2)のところですが、いじめの認知件数、いじめを認知した学校数について説明します。校種別のいじめの認知件数につきましては、小学校においては平成 28 年度の 3,442 件より 684 件増加し 4,126 件、中学校においては平成 28 年度の 1,245 件より 88 件増加し、1,333 件、高等学校においても平成 28 年度の 143 件より 8 件増加し 151 件、特別支援学校においては平成 28 年度と同数の 25 件となりました。詳しい数字につきましては 35 ページから数値データを載せておりますので、また確認いただきたいと思います。続いて、34 ページを御覧いただきたいと思います。34 ページのいじめの対応についてです。(5)の「いじめの対応」ですが、小・中学校、高等学校では、ともに、「ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多くなっております。次に多いのは小・中学校、特別支援学校においては、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする」が多くなっております。高等学校においては、2 番目に多いのが、「仲間外れ、集団による無視をされる」と、「パソコン携帯電話での誹謗中傷」でした。それから、3 番目以降につきましては、37 ページにもう少し詳しいデータが載っておりますので、また確認をしていただきたいと思います。他にもいろいろと書いてありますが、また確認をいただきたいと思います。最後に、いじめの対応について、資料の 38 ページの 1 番下のところを御覧ください。子どもたち自身の手でいじめを防いでいく、子どもたち自身がいじめの取り組みをしていくということが非常に重要であるということから、38 ページの下にありますように、昨年度、8 月に開催しましたいじめ問題サミットの様子を掲載しております。今年度も 8 月 20 日に県庁新館 7 階において、県内全ての中学校・義務教育学校を対象に、各校代表に集まっていただき、サミット開催をしたいと考えております。いじめが起きにくい、いじめを許さない学校づくりのために、滋賀県宣言を生徒自身がつくるということをテーマとして設定して実施する予定をしております。県教育委員会としましては、各市町教育委員会や、各学校と連携し、児童生徒会活動の充実を図り、いじめを許さない学校づくりを推進していきたいというふうに考えております。大まかに説明させていただきますが、御質問、御意見等ございましたらよろしくお願ひしたいと思います。委員長よろしくお願ひします。

(委員長)

ただいまの御説明について御意見、御質問等、ありましたらお願ひします。どうでしょうか。ちなみに、いじめを認知した学校数っていうのが 33 ページのところにもとめてあるのですが、学校数は何校ぐらいありますか。県立高校で言えば、何校中の 48 校ですか。

(事務局)

55 校でございます。

(委員長)

小学校、中学校の数もわかりますか。

(事務局)

中学校は 99 校で、小学校は 221 校です。

(委員長)

感覚的には、いじめのない学校なんてないのではないのかという気がしますので、まだまだ把握できてない学校が、認知できてないところがあるのかなという感想を持ちました。他の方はどうでしょうか。

(委員)

失礼いたします。33 ページのいじめの状況の「(3) いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対処を行った具体的な方法」の中で、アンケート調査の実施が 100% になっておりますが、このアンケート調査というのは、例えば滋賀県教育委員会として統一的な様式をつくっておられるのか、それとも各学校独自のアンケート調査表なのか、いかがでしょうか。

(委員長)

事務局お願いします。

(事務局)

滋賀県で統一というわけではございません。学校によっていろいろと生徒の状況などが違うというところがありますので、県としましてはアンケートの留意点、こういうことを気をつけてアンケートを実施してくださいというような留意事項は示しておりますが、同じアンケートで全ての学校をという形では実施しておりません。

(委員)

はい。ありがとうございます。そうすると、先ほど委員長が話されたように、そもそもいじめの定義とは何か、ということもございますけれども、学校によって若干何を問うているのか、ぶれるということはないでしょうか。

(事務局)

先ほど委員長のほうからいじめ 0 の学校も少しあるとお話いただき、そういうところを懸念されていると思うのですが、前年度にいじめが 0 だった学校については、当室のほうから学校訪問を必ず行うようにしております。その中で、どのような取組をしてるか、例えばアンケート調査の内容だけではなく、取組も含めて、確認しながら、例えば、取組の甘さがあったりであるとか、認知に少しどうなのかという部分があれば、こちらから指導するという形をとっております。

(委員長)

今御説明いただいたのは県立学校の話ですか。

(事務局)

小・中学校も含めての話です。市町の学校を私どもが訪問させていただいております。県立学校につきましても同様に、いじめの認知されなかった学校について、状況確認をさせていただいております。

(委員長)

それは今回始められた取組みなのか、これまでもずっとそのようにされてきたのか。

(事務局)

3年ほど前からやらさせていただいております。

(委員長)

そうすることで、翌年度に出てくる数字が変わったりしますか。

(事務局)

認知0の学校というのはだんだん減ってきております。

(委員長)

ありがとうございます。他いかがですか。

(委員)

本調査委員会を発足当初からいるのが私1人となってしまいまして、全く初めて会う方もおられるのですが、当初からずっと私は一貫して申し上げているのは、いじめ対策におけるエビデンスの必要性ということなのです。エビデンスというのは、医者の世界の業界用語なのですが、その治療法が有効だという根拠という意味で、エビデンスボウストメディシンと言って、エビデンスに基づいた医療が常識となっています。いじめ対策についても、いじめ対策に成功している他の先進国が行ってきたことというのは、エビデンスに基づいたいじめ対策だと思います。どういうことかということ、他の国の成功例に学ぶという方法で、他の先進国は成果を上げてきています。いじめ問題の最初に着目したのはスカンジナビア半島で、ノルウェーとかスウェーデンとかあのあたりです。そこでのノウハウがイギリス、そしてアメリカに飛び火して、世界のいじめ対策のバックボーンになってきたという流れがあります。一方、日本では言葉の壁もあって、なかなか海外のエビデンスが入って来なくて、いじめ対策に関してはもう鎖国に等しいような状態がずっと続いてきたというのもあります。エビデンスに基づいたいじめ対策できてないという現状があるかと思えます。一例を上げると、他の先進国ではスクールポリスという制度もありまして、学校の問題に警察が入るのです。アメリカ、イギリス、カナダ、韓国でもスクールポリスというのがあります。犯罪性のあるいじめは犯罪としてしっかりと扱う、加害者責任を問うという姿勢が一貫してあります。日本では加害者に対しては教育的配慮で対処するという大枠は変わることなく、現在まで来ているという現実があるかと思えます。このレジュメの22ページの「(3) 関係機関との連携」という中に、警察や司法との連携を促進すると書いてありますけれども、具体的にどういったことが行われているか、知りたいと思えます。日本の現行の枠組みの中でできることできないことというのがあると思うのですが、例えば奈良市ではスクールポリスの制度を取り入れて、地域モデルとしてやっておられます。私も詳しくは知らないのですが、聞いてみたら情報が得られると思えます。津市も過去に重大事案があった市ですから、やはり地域モデルとしてそういうことをやっていく責務があると私は思います。例えばエビデンスに基づいたいじめ対策の一例としては、そういうスクールポリスの導入というのがあるかと思えます。あと、レジュメの38ページの、「いじめが起きにくい、いじめを許さない学校づくり」ということで、子どもたちの中でこういう議論をされているということについてです。悪い人間がはびこる世界とはびこらない世界とどこに違いはあるかということ、絆の大切さを強調する社会では悪い人間がはびこらないという意見もあります。アメリカのマーサスタウトという人が言っています。他人に無関心な個人主義の社会では悪い人間がはびこりやすいし、絆を大切にすると社会ははびこりにくいと。一般市民とか政党同士もそうですが、例えば、教育の世界と警察や司法との間の顔の見える関係を構築するというのも大事な絆ではないかなと私は思っています。

(委員長)

ありがとうございます。何か事務局の方から説明ありますでしょうか。

(事務局)

スクールポリスそのものを制度としてはまだ、本県ではないのですが、ただ、実際いじめ事案の中でも警察と連携して対応しているものもございます。それと冒頭、委員長が弁護士の立場で、各学校に行かれていじめの講義をされているという話もありましたが、他にもそのような方が何人かおられて、実際弁護士の方に法的な面からいじめ問題について学校でもお話ししていただいているということも聞いております。

(事務局)

前にもご説明させていただいたことなのですが、学校と警察の連絡制度ということで以前より柴原先生からお話しいただいたように警察と顔の見える関係を構築していくために学校の担当者も警察と頻りに連絡を取り合ったり、足を運んだりというような対応をするようになり、かなり連携は進んでいると感じております。

(委員長)

ありがとうございます。警察との連携は実際なかなか難しく、事が大きくなってから連携すると、それこそ身柄を確保するような話になってしまっていて、事が大きくなるけれど解決には速やかにつながらない部分があるのではないかと感じております。事が大きくなる前の早い段階で連携をしていただいているというのが、本来必要な姿ではないかと思っておりますので、いろいろと、研究していただければいいなと思っております。そのときに、学校の先生たちが警察に連携したらあとの手続はどう流れていくんだろうというところをしっかりと理解できないと、もう警察に任せたら後はおしまいになってしまえば意味がない。連携するからには、最後まで責任持って連携していただきたいというのが、司法の立場からの思いです。他に何かありますか。はい、お願いします。

(委員)

失礼いたします。一つ目は、昨年発表の分でいじめが過去最多で41万件ということで、かなり大きく取り上げられて、9万件も増加した、これはかなり認知件数は増加していることです。いい意味で言うと、早く対応をしていくということで件数の増加につながっているということだと思います。そんな中で、いわゆるネット上のいじめは、なかなかやはり見えにくい。この対応をどうするかということが全国の部分でも取り上げられて、NHKも昨年10月にニュースウォッチで確か取り上げたと思うのですが、結論はアプリの相談窓口をつくるというようなことでした。こういったネットいじめにどのような対応をしていけばいいのかについては、34ページの下から二つ目の黒丸にあるようにいわゆる情報モラル教育です。保護者に対しては、当然児童生徒はもちろんですが、やはり情報モラル教育を、どのような形で、広く徹底していくかが非常に大きなことではじゃないのか。その辺のところを取組んでいるところをお教えいただければと思います。

それともう一つ、38ページ、平成30年度の滋賀県いじめ問題サミットで、事務局から御説明ありました。これは非常にいじめ対策としては効果が大きいというように思っております。日本生徒指導学会の方でも、必ずこの児童会あるいは生徒会が中心となった主体的ないじめ防止の取組というのは効果が大きいと言っています。最初の課長の御挨拶にありましたように、実効的ないじめ対策ということで非常にこれは大きい取組であるというように思っております。ただ、これまでも全校をあげた取り組みがこのサミットまでになされてるかどうか、そしてサミット後に各校に持ち帰り、どうこれが広がり深めることができたかというところは非常に大事なことです。サミットももちろん大事なのですが、この一部の代表の児童生徒だけではなく、その後の状況もやはりしっかり見ていくことが非常に大事なのでは

ないかなというようなことを思いました。いろいろと考えられる取組をしていただいているなということ、事務局の説明を聞かせていただいて実感しました。

(事務局)

まず、情報モラルにかかわる研修等についてですけれども、実は私自身もここ来る前は学校現場におりまして、そのときは本当に毎年、いろいろな形で、例えばPTA研修であるとか、子どもを交えての形であるとか、実際に行政の方に来ていただいてであるとか、大学教授など、そういったことを経験している方であるとか、いろいろな方をお呼びして、基本的にはどの学校でも、ネットいじめ、情報モラルに関する研修というのは、かなりの学校で実際に進めているなというように思っております。これが1点目です。それから、サミットは、本当お話しいただいたようにおっしゃるとおりで、各学校において頑張っており子どもたちが自分たちで考えて取り組む機会にしたいというように思っております。今回であれば、滋賀県の宣言という形で自分たちが、代表してきた者がある程度方向性を示して、それを必ず学校に持ち帰って発信し、発信した後、各学校で取組を進めてもらう。県としては、状況を確認しながら、その好事例、非常に頑張っている取組を吸い上げて、他のところに「この学校がこんなことをやってるよ」と紹介しながら、その取組が広がっていくような形を考えてるところです。

(事務局)

県立学校の場合、SNSとかインターネット上のことに関しては、どの学校も今、研修等をPTA主催や、学校主催で行ったり、子ども向けや大人向けに行ったりするなど、いろいろな方法がありますが、多くの学校で取り組んでいるところです。高等学校では情報という教科がございますので、その授業の初めには必ずインターネットとかネット社会の問題点というのが説明されることになっております。授業でも、またその教科外のところでも各校で取り組んでいるところです。それは平成29年度の諸課題調査の中でも各校に聞いて確認をしているところです。ほとんどの学校で行っている状況になります。

(委員長)

ありがとうございます。他どうですか。何かあったらお願いします。

(委員)

失礼いたします。いじめ発見のきっかけで、本人からの訴えっていうのがとても増えていきます。いじめられているということを先生や御家族になかなか言うことができない方が大勢おられる中で、本人からの訴えが出るようになったっていうのは、やはり学校の先生が面談とかアンケートとかで密に関わって、言いやすい雰囲気をつくってくださっているのかなというように感じました。実際、私はスクールカウンセラーとして、学校に入らせていただいている中で、やはりいろいろなことが起こるのですけれども、先生方が年々年を追うごとにより細やかにケアをしていこうっていうように大事に動いてくださっているのが見えてわかってきてます。そのため、認知度は高まっていて、細かいところでの未然防止、もしくは疑いで「疑いで済んでよかったね」という、早期対応で解決するようなケースはかなり増えてきているのではないかなと私の勤めている学校の中で実感として感じております。

(委員長)

ありがとうございます。今のところに関連して、本人からの訴えが出るようになったのはすごくよいことだなと思っています。ただ、小さいいじめは結構言いやすくなってきていると思います。けれど、本当に深刻な状況になったときに本人が言えるのかと言えば、それはなかなか難しいのかと思っていて、本当に助けてと言いたい子ほど言えない状況が多分今もあるのではないかなと心配しています。「言っても、どうせ言ったって無駄やし」となって

しまうのは、やはり初期段階の対応がまずかったからそうになっていくと思うので、やはり初期の段階でしっかり対応していくことが必要かなというように感じます。それを続けていけば、そもそも深刻になっていかないと思うし、そうなったときにも相談してくれるようになるのかなと、少し時間がかかるとは思いますけど、そういうようになっていけばよいと思います。

(委員)

すみません。たびたび失礼いたします。今、委員がおっしゃったこととも、重複するのですが、この資料の36ページの(4)のいじめ発見のきっかけのところですが、滋賀県では学校の教職員等が発見するという比率が大体3割から4割です。そして、本人からの訴えは、このような数で出てるのですが、全国との関係、全国との比較でいうと学校の教職員等が発見するという構成比率が随分低いように思うのです。全国では、例えば平成29年度でしたら学校の教職員66.9%で、滋賀県では30.1%です。確かに本人からの訴えが多いというのは、教員と子供たちとの関係性がとてもよいというふうにとれますし、委員長が話されたように本当に深刻なことを本人から言えないでいる可能性もあるので、この数字がやや気になったのです。どういう読めばいいのか、少し御説明いただきたい。

(事務局)

諸課題調査のデータから説明させていただきます。36ページ表の8です。アンケート調査など学校の取り組みにより発見というのは、平成29年度滋賀県が4.5%に対しまして全国が53%ということで、この差が大きい状況でございます。この合計、学級担任が発見からアンケートなどで学校の教職員が発見というようにまとめておりますので、6割という合計になっていることとなります。つまり、全国ではアンケート調査で出てきたいじめを認知しているというのが多いのに対して、滋賀県では訴えであるとか、担任が見守っている中で発見しているという比率が高いという状況になっております。

(委員長)

よろしいですか。

(委員)

はい。よくわかりました。ありがとうございます。

(委員長)

この数字をどう分析するか、評価するかっていうのはちょっと難しいところかなと思います。それでは、そろそろ次の議題にはいかないといけないので、議題②のところ、他になければこのぐらいで進めていきたいと思います。

(委員長)

そうしましたら、「議題③滋賀県立学校のいじめ事案について」に入っていきたいと思っておりますので、申しわけございませんが、運営要領第5条第2項の規定によりまして、報道関係の方、傍聴人の方については御退席をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(事務局)

委員長からの説明のとおり、これより非公開とさせていただきますので、よろしく願いいたします。なお、会議につきましては、35分をめぐり一旦終了すると予定しておりますので、あらかじめお伝えさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。